

令和3年4月19日

生徒・保護者の皆様

高知県立岡豊高等学校長

新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止等の取扱いについて

日頃は本校の教育活動にご支援ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止等の取扱いについてお知らせいたします。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置の取り扱いについては「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」により下記となっております。該当するような場合には学校への届け出により指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録いたします。

なお、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安ステージにより、下線の要件を加えますのでお知りおきください。また、このことについては「ガイドライン」の改訂により変更される場合があります。

記

指導要録上 「出席停止・忌引等の日数」として記録	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none">・生徒の感染が判明した場合・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合・生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき
-----------------------------	-------------------------------------	--

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安ステージ「特別警戒（赤）」、「非常事態（紫）」となった場合下線の記述が加わります。

指導要録上 「出席停止・忌引等の日数」として記録	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none">・生徒の感染が判明した場合・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合・生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき・同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき
-----------------------------	-------------------------------------	--